

昭和二十七年五月八日 案議院会議録第三十九号

卷之三

販賣權は、監禁方法の定める價格によるものとする。

3. 食糧衛生公開の清算及びこの法律の施行前にした行為に対する罰

〔内閣提出〕に関する書類
〔最終号の附録に掲載〕

行後もなおその効力を有する。

律第四百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第三條第一項中「その充満前の

「おのれの生酉した大妻」は大妻の妻又は小妻について売渡を委託す

る場合には、その委託料】を加え

第十一條但書を削り、同様に次の
の項を加える。

2、左に掲げる場合には、前項の規定は、適用しない。

一 もみ、玄米又は精米を政府に売り渡すため検査を受ける

二三事

二、個人に係る障害を政府に
充り渡すため検査を受ける場

三 政府の所有に係る農産物を

政府に引き渡すため検査を受ける場合

食糧管理法の一部を改正する法律

案に対する修正案

法律に対する修正

企画管理法の一部を改正する法律

第四條之二第二項中「采餌其」他

他ノ經濟事情ヲ妄想シ麥ノ再牛糞ヲ

卷之三

は、米食率の低下となって家計が圧迫され、生産が米の供出強化となつて米作農家が生産を止めないか、こういふようなことであります。ですが、これに対しまして、米の供出におよぶるのすから限界があるから、不必要な供出の強化はあり得ない、ということ、また生産の際に輸入を増加する方策をとることであります。ですが、これに対しまして、米の供出におけるのすから限界があるから、不必要な供出の強化はあり得ない、ということ、また生産の際に輸入を増加する方策をとることであります。

土地改良等による食糧増産対策を極力推進する方がよりよい政策であり、政府は目下食糧増産五箇年計画を研究中であるとの見解が示されたのであります。また農業協同組合が要類の共同出荷を行いました場合、国庫の余裕金を農林中央金庫に預託して、系統機関を通じて融資することとなつてゐるのであります。これに対して中金がはたして円滑な融資を行うかどうかについて深刻な不安の念が表明されました。政府からは、この点については閑房当局の間に連絡が十分とられていて心配はないとの答弁があつたのであります。

次にまた、「新方式によれば、食管特別会計に必然需要が発生し、消費者または生産者に転嫁される」とはないとおのづかれて反対しては、平年作ならば赤字は発生しない計算であり、また赤字がかりに出たとして、翌年作で逆越して処理することが可能であり、独立採算制をくすぐすことがなく運営できること、うるさい意見が述べられたのでござります。

次に自由党及び改進党の委員から、同で提出されました修正案でございまが、改進党の小林委員より趣旨の弁明が行われました。その内容は、「第一四條ノニ第二項ハ、すなはち、支拂の算定方式の規定の中に「麥ノ再生率ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」という文句を新たに挿入するという一点であります。今後における支増率の成否は、価格の騰揚に影響されることは必然でございますが、市場価格が下落した場合において、農民はこれを自由市場に販売せざるを得ないが故に、この問題は改進党の立場から見ると、必ずしも問題の一つであると言ふべきである。

れ価格は一種の支持価格的な役割を果すのでありますから、その価格が翌年度の再生産を喰い得るものであるかどうかは、きわめて重大な問題であります。そこで、多種多様の経済形態を持つわが国農業農家に対する、幾ばくかの価格が再生産費確保可能であるかといふことは、将来の問題として残ることになるのであります。が、一応ここに政府に対して注意を喚起する意味において、ふうな規定を挿入する必要があるというのが、この修正案の提案理由であります。

次に、討論の模様を御報告いたします。まず自由党は遠藤委員が代表されまして、耕作地もはや国民にあきらめているし、食糧増産にも悪作用がある、今回の改正措置は実体的内容を持つ新管理方式であつて、手放しの自由放任ではないとされて、反対論者の論点を逐一具体的に反駁し、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、大に改進党も今委員が代表されました。今後単位農業協同組合の事業が伸びるか伸びないかは農村にとつて重大問題であるが、農協の販売事業のためには、支持価格と自由価格との幅が極力圧縮されることが必要である、また消費者がそれらために消費者価格を引下げるべく二重価格制度の方向をとるべきであるとの前書きをせられ、次に提案する本年度の安価形形成等に関する決議案に対し、政務側から賛同の行く明快な答弁が行われることを條件として兩案に賛成するものであるという見解が示されまつたあります。が、その決議案につきましては、後ほど御参考までに述べるとしておいたします。次に社会党も代表して石井委員は、公定価格と自由価格

との価格差の縮小、配給訛誤数量の増加は中間的な時期にすぎない、統制の撤廃には国内産食糧による需給度が安定することが前提条件であつて、現在は不確実な外貨資金による輸入に依存しているのである。しかもその條件は必ずしも有利ではない等の理由をあげて両案に反対され、次に日本共産党の竹村委員は、本案は国家独占資本による新統制方式であつて、食糧行政の植民地化をはかるものであるとの見地から反対、最後に日本社会党第二十三投票で代表もれまとして足尾委員は、開拓情勢は長期にわたって緊張と統け、食糧事情は悪化をきぬ状態であるにもかかわらず、麥類の生産は逆に減少を示しており、かつまた、輸出國の事情も不安定である、統制の撤廃は一時的には農民を潤すどころか、やがて商業資本に圧倒され、流通秩序は混乱して、生産もますます減退せしめるであろうから理由により両案に反対されたのであります。

次いで採決の結果、多數ともちまして否決せられたのであります。

なお、先ほど言及いたしました決議案に關して、この申し添えておくことはいたします。すなわち、食管法の一部改正のための政府原案並びに修正案の採決直後、修正案の内容を具体的に行政上、財政上の措置によつて実現し、あわせて消費者の負担を軽減する目的をもつまして、自由党並びに改進党の委員より、麥類の価格、米食糧並びに食管特別会計の不足金処理に関する件につきまして、共同決議案が提出されました。本決議案に關しましては、改進党の小林委員が趣旨の弁明を繰り出しましたが、同案の内容は、

要約すれば、一、麥類の買入れ価格の決定にあたっては、昭和二十五年及び二十六年の麦価の平均を基準として、その再生産を確保するよう決定すること、なお米類の壳渡し価格は現行価格を維持すること、二、麦類の買入れ、壳渡しにより食管特別会計に赤字を生じた場合、政府は一般会計より赤字補填を行い、これを生産者または消費者に負担せしめないこと、一、配給米食料を全国的に均一化すること、以上の三點であります。

小林君に対する質問が行われ、引続いて討論に付しましたところ、社会党井委員、日本共産党竹村委員、社会党第二十三選区足鹿委員よりそれ／＼反対意見が開陳されました。だが、結局採決の結果は、これまた多数をもつて可決されたのであります。

このとき、鹿児島県大蔵は、本決議案に関して特に発言を求められ、一、政府の麦類の買入れ価格決定にあたっては、昭和二十五年、二十六年の麦類価格の平均を基準として、再生産を確保する価格にいたしたいと思うこと、二、壳渡し価格についても、消費者家計の安定の趣旨に基いて現行価格水準を維持することとも、「一、食管特別会計による公的価格の平均を基準として、再生産を確保する価格にいたしたものである」として、以上のお話点にあたり、本案の実施について引ききわめて率直なる所信の表明がなされたのであります。

きわめて簡單ではありますが、以上をもとに「食管法一部改正法案」に関する御報告を終ります。(拍手)

○副議長 岩本信行君 討論の通告がありまます。頼次これを許します。井上

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和二十七年五月八日

食糧管理法の一部を改正する法律案

卷之三

1

〔井上良一着壇〕
井上良一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました食糧管理法の一部を改正する法律案の原案及びその修正案に対し反対の意見を表明するものであります。
御承知の通り、本法律案は米類の供出並びに配給統制を廃除しようとするものであつて、我が國食糧政策の上に大きな影響をもたらさなければなりません。そこで、ここに私は、次の二点の理由について政府原案に反対し、特にこの幾点を通じまして、政府の兵糧政策の無観見に対する重い警告を発しておきたいと思うのであります。(拍手)――

わが國の食糧事情には何ら不安はない。と豪奢しているのであります。が、國の食糧の国内需給状況を見ますと、八千四百万の國民を養うために必要な三百五十分のトントン、すなはち一千五百萬石以上も不足し、年々多額の輸入額が増えて、海外より主要食糧を輸入するおまえことは、諸君まで御存知である。定してあります。理、食糧事情は、その輸入額が絶対不足して、ドーナツの輸費として、毎年度予算の中に食糧預金の十万トンの外國食糧輸入に二百四十億円を計上し、三月一日に定してあります。政府本部から、中止、外米をトントン当たり二百四十ドルで買ひあさつてある。そこで、国内主要食糧が絶対不足して、いよいよ、はつきり裏書きしているのです。

なるのであります。われくへは、庶民内産米の統制に集約料・勞働者と農民の犠牲の上に、あくまで巨大な独占資本を助成せんとする自由党内閣の資本的保守反動的性格を、露骨に、かつ具体的に現わした政策であるといわざるを得ないのであります。政府原案は、以上指摘した通り、数多くの矛盾と不合理を含む麥類統制撤廃を行ふためのものであり、これに対して提案されたました修正案も、單に若干の抽象的字句を挿入したにすぎず、本質的には何ら修正の意味をなしていないので、これに対しても賛成するわけには参りません。

また、この案が可決されました後には、本議場に、これに伴う決議案が提出されるそのうでありますから、この決議案の提出の過程から考へて、しかもこの決議案によつて本案をこまかそつとするがこときは、既て私どもは賛成できません。(拍手)決議案文に賛成される諸君は、何ゆえに法案として具体的に條文に挿入しないのか。(拍手)院議の決定によつて、今まで政府がほんとうに具体的に実行した例が一体幾らあるか。われくへ議院の尊重をやがましく冒つておなりながら、政府は院議をほとんど無視しておる現状にある。もとより(拍手)そういう意味から、われわれは遺憾ながら、この不純な、こま

な國費を投入して海外から多量の食糧を輸入しながら、一方で麥の統制をはすそくする政策は、低米価政策、低賃金政策、この二つの政策をもつて國内産米の統制に集約料・勞働者と農民の犠牲の上に、あくまで巨大な独占資本を助成せんとする自由党内閣の資本的保守反動的性格を、露骨に、かつ具体的に現わした政策であるといわざるを得ないのであります。政府原案は、以上指摘した通り、数多くの矛盾と不合理を含む麥類統制撤廃を行ふためのものであり、これに対して提案されたました修正案も、單に若干の抽象的字句を挿入したにすぎず、本質的には何ら修正の意味をなしていないので、これに対してても賛成するわけには参りません。

また、この案が可決されました後には、本議場に、これに伴う決議案が提出されるそのうでありますから、この決議案の提出の過程から考へて、しかもこの決議案によつて本案をこまかそつとするがこときは、既て私どもは賛成できません。(拍手)決議案文に賛成される諸君は、何ゆえに法案として具体的に條文に挿入しないのか。(拍手)院議の決定によつて、今まで政府がほんとうに具体的に実行した例が一体幾らあるか。われくへ議院の尊重をやがましく冒つておなりながら、政府は院議をほとんど無視しておる現状にある。もとより(拍手)そういう意味から、われわれは遺憾ながら、この不純な、こま

な米穀統制を行ふよう主張して來たのを復ないのであります。政府原案は、以上指摘した通り、数多くの矛盾と不合理を含む麥類統制撤廃を行ふためのものであり、これに対して提案されたました修正案も、單に若干の抽象的字句を挿入したにすぎず、本質的には何ら修正の意味をなしていないので、これに対してても賛成するわけには参りません。

また、この案が可決されました後には、本議場に、これに伴う決議案が提出されるそのうでありますから、この決議案の提出の過程から考へて、しかもこの決議案によつて本案をこまかそつとするがこときは、既て私どもは賛成できません。(拍手)決議案文に賛成される諸君は、何ゆえに法案として具体的に條文に挿入しないのか。(拍手)院議の決定によつて、今まで政府がほんとうに具体的に実行した例が一体幾らあるか。われくへ議院の尊重をやがましく冒つておなりながら、政府は院議をほとんど無視しておる現状にある。もとより(拍手)そういう意味から、われわれは遺憾ながら、この不純な、こま

な米穀統制を行ふよう主張して來たのを復ないのであります。政府原案は、以上指摘した通り、数多くの矛盾と不合理を含む麥類統制撤廃を行ふためのものであり、これに対して提案されたました修正案も、單に若干の抽象的字句を挿入したにすぎず、本質的には何ら修正の意味をなしていないので、これに対してても賛成するわけには参りません。

わが党は、かねてより資本家の政策の上に立つ農民搾取の現行の統制方式に反対し、肥料、電力、石炭、鉄鋼等の他金融業等の総合的な計画経済の一環として、わが農業を國際的水準に引き上げる條件を急速に整備し、これに對し、肥料、電力、石炭、鉄鋼等、まつたく新しい、しかも民主的な米穀統制を行ふよう主張して來たのを復なのであります。今や、わが日本は、長い間の占領から解放され、独立国として再出発したのであります。この狹い國土で、四千三百万の消費国民をいかにして養うかが何よりも重要な問題であります。従つて、政府は、この際緊急に對し、食糧の絶対不足をよく認識せしめ、日本經濟再建の基礎として、食糧増産確保に必要な不動の国策を樹立し、勇敢に実行すべきであるとの立場をわらはず、政府が、わが農業經濟を破滅に導き、消費国民の生活に重大な影響を與え、國家の經濟と財政にもののかかわらず、政府が、わが國の食糧需給を擾乱して、独立日本の将来に重大な影響を與えんとするがこときは、既て私どもは賛成できません。(拍手)決議案文に賛成される諸君は、何ゆえに法案として具体的に條文に挿入しないのか。(拍手)院議の決定によつて、今まで政府がほんとうに具体的に実行した例が一体幾らあるか。われくへ議院の尊重をやがましく冒つておなりながら、政府は院議をほとんど無視しておる現状にある。もとより(拍手)そういう意味から、われわれは遺憾ながら、この不純な、こま

な米穀統制を行ふよう主張して來たのを復ないのであります。政府原案は、以上指摘した通り、数多くの矛盾と不合理を含む麥類統制撤廃を行ふためのものであり、これに対して提案されたました修正案も、單に若干の抽象的字句を挿入したにすぎず、本質的には何ら修正の意味をなしていないので、これに対してても賛成するわけには参りません。

○野野謙(岩本信行君) 河野謙三君。

(河野謙三君登壇)

○河野謙三君 私は、自由党を代表いたしまして、本案に賛成の意見を述べるものであります。

木案は、主食の大宗である米穀のうち麦類について、これまでの供出、配給統制を撤廃して、新たに市場經濟の原則に立つて麦類の需給及び價格の調整を

をはかるための制度を設けるものであつて、世上伝えるところの統制撤廃によるものではありません。直接統制から間接統制への移行を意味するものであり、戦後の食糧政策上一期を廻す重要な措置であります。

今までもなく、現在の食糧の供出及び配給統制の制度が、戦時戦後を通じまして、食糧のきわめて過激せる事態に際しては、よく国民の食生活の安定をささえ、かつ国民経済の安定と復興と密接して来た効果は、まさに大なるものがあつたと考えるものであります。しかしながら、かかる國家権力の介入による直接統制は、今日のこととく国民経済が漸次安定して参りますとこれがためかえつて經濟の正常化を阻害するおそれも多分にあると思ひますので、食糧の需給事情が許す限り、できるだけ早くこれを解除することのましいのは、議論の余地のないところであります。かくすることによりまして、庶民に対しましては自由な経営への道を開き、製造、加工及び流通部門に対しましては競争原理に立つ合理的な発展を促し消費者各層に對しましては食糧の量及び質の自由の選択による購入の利便を実現する結果となるのであります。これよりひとり食糧としての問題ではありません。全体として国民経済の正常な発展に大いに役立つことをまた明白であります。しかし、實は食糧問題でありますので、その取扱いはかんは国民生活に直接影響するところをはかるための制度を設けるものであつて、世上伝えるところの統制撤廃によるものではありません。直接統制方式の変更であります。従来の直接統制から間接統制への移行を意味するものであり、戦後の食糧政策上一期を廻す重要な措置であります。

ことがあつては断じてなりません。今日は、麥類について見る限り、需給関係も価格の点もきわめて安定を目指していることは、御承知の通りであります。国内生産で不足する分を補う輸入食糧は、最近順調な面積と、明るい見通しを得るに至つたことは、「一部の人」が考えるような、将来に向つて何らの不安のないことは、お互いに御同感の至りであります。これまでの権力による統制は、その目的を十分に果し、もはやこれを継続する何らの意味も必要もなくなつたと考えるのであります。この意味において、本提案はきわめて時宜に適した措置と考えるものであります。

しかしながら、麦類の統制方式の変更によつて、今後の需給調整のため、いたずらに輸入食糧に依存したり、貴重な食料をこれに充てることには、いわゆる、今後わが國の経済に直ちにあたることからぬことは明らかであります。いやしくも本措置によつて、農民の生産意欲を減退させ、麦類の減産を来すことのないよう、十分考慮が必要であることはもちろんであります。その点について、政府は食糧の自給力を高めるために、すでに増産計画を立てて財政支出を行う等の施策を講ずる意向であります。農家の経済の安定から見ましても、また非常に重要であります。政府提案は、この点に関し、供出にかかる自由買入れの道を設け、農民の希望による充渡し申込に応じ、政府が無制限に買入れを行ふ措置をとり、農民に販

路と最低価格を保証しております。なおこの場合の最低価格は、從来の価格決定の方式を改善して、農業バリティ方式に基いて算出した麥穀を基準として、これに因伴に伴う所得の減少を補つため減収率を考慮するとともに、消費市場における米麦比価を参考してきめることにしております。このようにに政府の買入れ価格決定の方法が從来に比べて一段と改善され、しかもこれを最低価格として、農民に有利に販売できる機会を與える今回の買入れ措置の趣旨は、統制撤廃後の製作經營の安定をばかり、その生産力を維持向上させる支柱として、まさに適切と考えるものであります。¹⁾

ただ、この際時に政府に昭むことは、価格の具体的な決定にあたりましては、本來の趣旨に照し、また農林委員会の決議及び米穀審議会の要望に従つて、本年夏麥の買入れ価格は、昭和二年十五年、二十六年をパリ条約の基準年度とする等、再生産確保のため公正な価格を決定するよう切に努力したものであります。

次に、わが國今後の主要食糧の構成について考ますときに、難航し過ぎるに至り、麥類は主食の重要な地位を占めることは明らかでありますので、統制撤廃後において、いやしくも流通の円滑を欠き、価格の高騰を見るならば、消費家計は著しく脅かされることがありますので、政府は今後も輸入食糧を一手に管理し、あわせて内地産麥の買入れによつて、流通する麥類の約四分の三を政府は事実上コントロールし、いわば政府が独占的地位に立つて、隨時必要量を市場に放出し、市価を公正な水準に維持しようとしている

ます。鳴りもの入りで宣伝された農地改革は、遂に農民には何ものも與えず、土地を本当に借金しなければならない農家、土地を売り拂わなければならぬ農家が、農林省の統計によつて、昭和二十六年度において九万一千八百七十件、二万一千十五町歩、昭和二十四年に比べて、件数で七倍、面積で二倍半に上つているのであります。これが、今回の表題統制撤廃の背景にある農村の実態であります。

農民は、難局を何とかして切り抜けようとして、いろいろな多角經營的な方法をとらうと試みております。しかし、そのことによって生活は如何に改善することができ、かえつて貧窮を深めざるを得なかつたことをもつとしても明らかであります。

一方、これに拍車をかけるように、アメリカ駐留軍の基地設立、警備予備隊の演習場地等により、少くとも三万町歩に及ぶ農地開拓地がすでに取上げられ、まだ取上げられようとしているのであります。しかも、行政協定によれば、アメリカ駐留軍基地周辺の権利、権力、権能等一切は、あげてアメリカ側にゆだねるようとりきめられているありますまで、これによつて基地周辺の農耕は、事実上極度の妨害を受けることは必至であり、食糧生産の激減は火を見るより明らかであります。かくして、ます／＼食糧の外国依存度は高められ、日本農業生産力の破壊はますます甚ばしくなる。その現われは、本年一度日本米の米食率は、不完全保有の内に

斗弱を切下けられ 消費者には、一分ないし三日分が縮められ、労務加減も外國産米に振りかえられ、農民は強く超過供出を要請されている。かも、こうした政府の策によつても、おそらく本年度は、内地米二百万石不足するのが今日の現状であります。先ほど、河野君は、本年度の米食事心配ないと申されました。現実はこのごとく、すでに米食率におけるこの切掛けが公然と行われている。この実害を何とするかと言いたいのです。(拍手)

得をささにし、朝鮮、中国、東南アジアなどへと侵略戦争に国民をかり立てたかたの歴史は、いまだ国民の記憶に新たなかつてゐる。意図をわかれ／＼は崩壊して次の方策を実行するならば、戦争政策によることがあつて、といわれる。侵略者の歴史をおろかにも撲滅せうとする政府の恥すべき意圖をわれ／＼は憤慨して、めは悲劇として、二度目は喜劇となるべくまで歪曲的な方法で食糧不足を解消できるのであります。

国内食糧自給勢態確立のため、二千億余元の軍事支出を農業生産に振り向け、山林その他一切の土地を開放することによって八百万町野に及ぶ開墾、干拓等を実施し、農村にあふれる次、三男の労働力を生産力に転化したことによつて、彼らに仕事と生きがいを與え、食糧自給の根本的解決をはかることがあります。国内麦生産を安定せしめるため、拡大再生産費を償する価格、つまり、政府のいうバリティで價格ではなくとも二十六年版におけるところの麥価——麥の再生産費は八千円といわれてあります。が、ういうような値段で、農民の希望に応じて政府の無制限買入れを保証し、増産対策として、特に治山治水の徹底、畑地灌漑、地力培養、畑作機械化の促進、土壤の侵蝕防止等について根本的施策を即時実施すること。また、中国、ソビエト同盟との平和貿易を無制限に行い、競争につながる向米一廻船の貿易政策を即時とりやめ、国内和平の大々的伸張をはかること。

と、結工場を運営する子会社が国が認める存続する子会社と、

万トンにも達しておるのであります。が、この戦後わが食糧の危機を救つたガリオア資金も昨年九月限り打切られ、もはやこれに期待することは不可能となつたのであります。また、米買付上の他の障害はドル不足であります。このドル不足は、ドル地域を対象とする貿易はもちろんのこと、オープントラクト建をとる他の地域との取引上重大問題となりつてゐるのですが、食糧輸入についても、事情はまったく同様であります。かかるとき、委賣類の統制を撤廃して、輸入食糧に對する依存度を高め、食糧輸入が著しくドルを不足せしめるがとき政策は、嚴にこれを防ぎ得るものであると信ずるものであります。

かかる觀点に立つならば、本米穀年度は、外債の輸入さえも決して容易なものではなく、米のみならず、麥類の供給をめぐる次第に不安な情勢に逢着する危険をはらんでいるといふべきであります。さればこそ、過般、政府は、根本前線を南方に派遣して、米の輸入懇請をせられたのではなかつたか。根本前線相の朝倉後の報告は、いまだ正式に聞いておりませんが、おそらくその見通しは、かんばくなかつたのではないかと推定せざるを得ないのであります。(拍手)

第二の理由いたしましては、以上のような不安定な情勢のもとににおいては、政府の意図する一定価格による買上げ、売渡しの価格操作によります。市場安定化政策は、食糧輸入の困難に加えるに、国内のインフレの進行及び麦加工業の操業度に現在相当の余裕のあることなどが要素となりまして、国内産の麦に対する需要者の思惑買いによ

つて、政府の市場統制力が圧倒され可能性がきわめて強いということになります。すでに全国民が体験しておます通り、肥料・飼料が自由になつけれども、結果は不当な値段の暴騰よつて農民は泣き、大肥料メーカー・飼料業者に莫大な利益を独占せしめ結果を招來し、現に政府與党のうちにおいてさて何らかの需給調整対策の要が認められておるということは、府の市場統制力の無力を実証して余あるのみならず、自由経済の矛盾との罪惡を最も端的に表明したもの断ぜざるを得ないのであります。(手)

わち、これらの産業資本は、国内産の麥類に対しては買入控え、一方においては、政府放出にかかる輸入麥の壳渡しをも受けまして、結局麥類の政府買上げ価格を最高として維持し得るよう、間接的に市場価格もも操作するところとなり、結局農民は、非農民的な産業資本から、短かい混乱期に若干のおぼれを受けたのとたんから、今後においては、長期にわたる低価格が決定といふ形で、大資本への隸属を儀儀なくせしめられるということは、「一点も、間接的に市場価格をも操作する」といふのであります。(拍手)

農民の興味にしておりますのは、農業経営の安定と生活の安定であります。決して、一時的な価格の高騰ではなく、自分たちの上に恐しい物価高や重い税金の形ではね返つて来るということは、從来における苦い体験を通じて、全國の農民はよく記憶しておるからであります。農民が統制をいやがつて、長い形ではね返つて来る限りは、戦時立法として出発した現行統制方式を問題としておるのであります。

いたずらに時の情勢に統制自体、計画経済自体を問題としておるのでないであります。食糧対策は長期かつ一貫した政策がとられるべきであります。いたずらに時の情勢によつてぐらぐらするとは許されないので、農業生産の増強の見地からも、農民生活の安定の上からも絶対必要であるとして、これこそが眞の農民の要求であります。この意味からして、統制の中に於いて再生産を保護する農業政策と、これに関連する一連の立法を確立し、これが実現をはかるこ

とが真に正しいのであり、これこそが農民に対する親切な政策であると確信いたしました。第四の理由といたしましては、国内産麦の政府買上げ価格の從来の対米比価による算出方法を、政府は今廃止しました。米価審議会の申入れを無視いたしまして、ことさらに低価値に都合のよい昭和二十六年度を、新麥の価格決定の基準年次としてとっています。もしこの買入れ価格を市場が上まわる場合は、輸入補給金を付した外麥を国内市場に放出するがことき価格調整の方式は、自由なる価格を割留し、国内産麦類の価格をさらに低位に抑制することになります。本法案は、たゞ単に自由市場における自由なる麥の流通をもたらすのみであつて、価格政策の矛盾を隠蔽せんとするところの根柢政策にはからないと断定せざるを得ないのであります。(拍手かかる) 価値政策によつては、国内における麥類の政策にはからないと断定せざるを得ないのです。つまり、政府の企図いたしておられる麦類の対米比価の切下げによつて、鉄価格差を一層増大せしめ、かくして麥類の統制撤廃は、流通の混亂と農民経済の窮屈化に拍車を加える結果となることは明白であります。

万三千町歩の減を予想せられており、合計十一万三千町歩の作付の減となつてゐるのであります。その原因が、述べた如く、政府の麥類統制撤廃の一因と、二十六年産麦の対米比価の大幅切下げ等であることは疑ひ余地のないところでありまして、かかる麦類作付減を乘すがことき事態を一方にして行なしながら、他方においては食糧生産十箇年計画を呼号するがこときは矛盾もはなはだしく、農民を愚弄するものと断じざるを得ないのであります。(拍手)

以上、これを要しますに、われわれは、生産と消費、ひいてはわが國經濟の全面にわたつて重大なる打撃を与える麦類の統制撤廃には絶対に反対するものであります。

なお改進党は、從来の態度を堅持いたしまして、第四條の二、第二項を主修正と、また麦の価格及び食糧生産特別会計の不足金処理に関する三項目との附帯決議的條項を付して本案に賛成したのでありまするが、修正案はきつと附帯決議的條項を付して本案に賛成したものであつて、本來はきつと付して抽象的な文句を一応挿入したにどまり、附帯條項もまた何ら政府を束ねしむ力のない一片の決議案にすぎないものでありますて、本來を改進党のまんがためのセサヂュアであると見ておもて弁解の余地はなく、その実はとうてい期することはできないのではありませんして、私どもは榮意を表するとはできぬのであります。

最後に、わが党は客觀情勢の的確把握と、生産者と消費者の利益を基とした合理的な食糧政策、すなわち、食糧生産を最小限度にとどめ、国内農生産力を向上し、ひいては食糧の国自給度を高める、安定化、かつ一貫

大食糧政策、國家の大膽な財政負担によって二重価格制を強力に実施すべきであるということを、農民並びに消費者大衆の名において強く要求をいたしまして、私の反対討論を終る次第であ

麦類の価格、米食率及び食管特別会計の不足金処理に関する決議案
麦類の価格、米食率及び食管特別会計の不足金処理に関する決議案

価の公正な決定をしなければ麦類の生産を減退せしむるおそれがある事情にかんがみ、政府には、麦類の増産を確保するよう左の各項を実施すべきである。

一百五十万ドンもの輸入をあてにしなければならないという現状は、一体何物語つていいのでありますようか。

ての報告は、二十七米穀年度末にねはる米の不足量は六十万トン、約四百万石右に達するおそれがあるといい、その結果、米類の配給で食いつなぎが行わる。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

価の公正な決定をしなければ、妻類の生産を減退せしむるおそれがある事情にかんがみ、政府は、妻類の増産を確保するよう左の各項を実施すべきである。

一 妻類の買入価格の決定に当つては、昭和二十五年及び二十六年の麦価の平均を基準として、その再生産を確保するよう決定すること。

一、麦類の買入価格の決定に当つては、昭和二十五年及び二十六年の麦価の平均を基準として、その再生産を確保するよう決定すること。
なお、麦類の充渡価格は、現行価格を維持すること。
二、麦類の買入、充渡により食糧管理特別会計に赤字を生じた場合、政府は、一般会計より赤字補てんを行ふこととしを旨旨

日本は、このようにして、外貨を生産財に使用するという建前で独立日本の政府が、あるべき態度であるくらいのことば、私はしまさらず今までもなし常識であるはずであります。日本がアメリカの國になつたつもりならしく知らず、われは独立日本の門出に勇んでおるのであります。いたずらに日本商社

ではない限り、鎌倉期には、特に消費都合の上では、かつてのように選配現象の再発を防ぐべきではないと、警告を発しております。(拍手) 根本前醍醐大臣や食糧所の係官がビルマやタイへ派遣されたことなども、まだかつてない出来事であり、どうやら百万吨の米の輸入も、たぬきの及算用ではないかとの疑問と不安すら国民に与えているやうさに、政府は、

支類の価格、米食率及び食管特別会計の不足金処理に関する決議案（松浦東介君外七十名提出）

二、麥類の買入、売渡しにより食糧管理特別会計に赤字を生じたる場合、政府は、一般会計より赤字補てんを行い、これを生産者又は消費者に負担せしめないこ^{ト。}

三 配給米食率を全国的に均一化
する。
右決議する。
本文は以上の通りであります。
今回政府の食糧管理制度の一部を改正

てつり上げられた外國産の食糧を買つけるという状態にある現政府の態は、どこに自主独立の精神があると言ふましよう。(拍手)食糧需給の見通しについては、東北地方へ供米勧励にもむかれた鹿川農林大臣のところを、体験を通して、ほんと何の收穫も

五百五十万トンとしても、なお米は百万石不足するが、一般配給量の削減はないで済む見込みと言つておられました。全食糧の帮苦や、前述の不安な状態は幾多の重大なる疑いをはらんでおる。むしろ妻系統撤廃を施行せんがために、單に数字的つじつまを合せた

食糧及び食資専別会計の不定金処理に
関する決議案は、提出者の要求の通り
委員会の審査を省略してこの際これを
上程し、その審議を進められんことを
仰みます。

三 配給米食事を全国的に均一化すること。
右決議する。

わが国の食糧事情は終戦以来逐年
しの改善を見るに至り、食糧の不足
ら来る国民食生活の不安定や、これ
起因してインフレを促進するといつ
事態は次第に解消しつつあり、主食

さがつたことを立証されているではありますまい。供米の補正割当は、皮肉も追加五十二万石、減額百二十万石を引五十万石の減と発表されておりま。政府の皮算用二百万石の超供の夢はず、まさにいつてお氣の毒の

のとも思はせられる節があるのであります。(拍手)

に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。
麦類の価格、米食料及び金管特別会
計の不足金処理に関する決議案を議題
といたします。提出者の趣旨弁明を許
します。吉川久衡君。

吉川久蔵君 私は、改進・自由両党
の表類の価格 米食率及び食費特
別会計の不足金処理に関する決議案の
旨弁明をいたします。
さすが、お手元に配付されてあります
文を朗説いたします。
表類の価格・米食率及び食費特
別会計の不足金処理に関する決
議案

ながんすく差類について、都市
新幹線において価格が安定するに至ると
も、配給においても相当数量の
給付還退が見られ、輸送、價格とも顯
に安定を見るに至った次第であると
うのであります。すなま、麥の統
撤廃が十分可能な食糧事情になつた
主張しておるのであります。

未であります。(拍手)
今や国際情勢は、前途に暗雲低迷する
かのときと、昨今、あらゆる努力を傾
して食糧の自給確保の大方針貫か
れれば、国民の最小限度の生活安定
保持することができない現状にある
き、再生産を確保する価格政策の樹
こそは喫緊の急務であると確信する
であります。(拍手)ところが、全食糧

掲せしめることによつて、この危機打開するよりほか道のないことを勧告する次第であります。(拍手)少くとも再生産を確保する価格政策を立て、食糧増産確保の道を講すべきであります。しかして、物の買入れ価格を上げることによつて消費者の生活の威厳となつてはならない。そこで、政黨の元老院議員は現行価格を維持する

よつて、消費者大衆の生活の擁護と、農民へのはね返りを防遏しなければならないのです。(拍手)かくするところが、生産農民も消費者大衆もともに喜ぶような施策となるわけあります。(拍手)かくするとして、廣川農林大臣が農林委員会においてたび／＼弁明されました言葉の通りの結果がここに期待できるわけあります。これが価格支持政策への一步前進であつて、本決議案第一項の趣旨であるのであります。もちろん、そのためには食育特別会計に若干の赤字を生ずることは覚悟しなければなりません。これは一般会計から補助することを希望するのであります。もちろん、社会保障制度の一環としても、社会保険においてはすでに採用している政策であります。

次に私はこの際政府に注意をしておきたいことは、要の統制撤廃は米の統制撤廃の前提になるのではないかといふ心配を国民に與えていることでござります。私の推測では、六月一日から要を統制撤廃いたしましたと、来年の八月一日には米の統制の撤廃をやらなければならぬような事態が来るのではないかと予想するのでござります。そうすると、価格が上がった米を消費する人々が生産するところの肥料を使つたあとで、四月一日から統制撤廃をいたしますと、米の値は相当に上ります。あるいは生産資材であります。こういうものが高い価格にはね上り、農民の売るものは安く、買うものは高いという、はさま状の価格差がだん／＼ひどくなりまして、農民の生活を圧迫することをおそれるのであります。(拍手)そこで、政府は、米の統制撤廃をやらないということを、はつきりうつ

ていただとか、統制撤廃をやらなければならぬことと十分御詫願したいと思ひます。私は、反対なさる諸君の言ふことをよくわかりますけれども、(笑声)しかしながら、各方面からこの主査の統制撤廃の問題を十分に検討するときに、実極する問題は価格問題に結するのであります。(拍手)そうして、政府並びに與党の諸君は、きわめて下手な言まわし方をしておいでいるとき、先極する問題は価格問題に結するのであります。(拍手)それからこの主査の統制撤廃の問題を十分に検討するときに、先極する問題は価格問題に結するのであります。(拍手)

ば、まさに前例を破るものであり、こ

れは、現政府が責任ある政治を行つて

るかどうかの一つのめどになるわけで

あります。また、この約束を、この決

議を実現されないとするならば、政府

は国会軽視の勢に出たといわれても弁

解の言葉はございません。おそらく責

任政治家廣川弘禪君は、必ずここで明

確に断言され、それを実行に移される

所存でございます。(拍手)

の諸君が抽象的であると言われること

を、われ／＼も決して否定するわけ

はございません。そこで、この問題の

解決にあつたので、この修正案の提出に至

しましたのであります。(拍手)

ております。これを許します。農林大

臣廣川弘禪君。

又は改定が第二項各号に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるとき限り、第一項の許可を與えることができる。

5 道路管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 道路管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

(許可を受けた道路管理者の義務)

第二十六條 前條第一項の規定による許可を受けた道路管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては建設大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならぬ。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が第三十條第一項又は第二項の規定に基く改定で定める技術的基準に適合しないと認める場合は、工事の方法の変更その他必要な措置をとるべきこと、又は受けた道路管理者に命ぜることができる。

3 許可を受けた道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。

(道路の構造の原則)
第二十九條 道路の構造は、該道路の存する地域の地形、地質、気

の規定により一級国道の新設若しくは改定を行う場合、第十三條第

二項の規定により二級国道の新設若しくは改定を行なう場合又は第十

四條第三項において准用する第十

三條第二項の規定により一級国道若しくは二級国道の災害復旧に関する工事を行なう場合には、政令で定めるところにより、道路

管理者に代つてその権限を行なうものとする。

2 第十九條の規定による協議に基

きの道路管理者がその地方公共

団体の区域外にわたりて道路を管

理する場合は第二十條の規定によ

る協議に基き他の工作物の管理

者が道路を管理する場合において

は、これらの者は、政令で定める

ところにより、当該道路の道路管

理者に代つてその権限を行なうものとする。

(道路台帳)

第二十八條 道路管理者は、その管

理する道路の台帳(以下本條にお

いて「道路台帳」といふ)を調製

集その他の状況を考慮し、通常の

運搬に對して安全なものであり、且つ、円滑な交通を確保すること

ができるものでなければならな

い。

(道路の構造の基準)

第三十条 道路の構造の技術的基準

は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定め

る。

1. 幅員

2. 建築限界

3. 線形

4. 視距

5. こう配

6. 路面

7. 排水施設

8. 交差又は接続

9. 待避所

10. 前各号に掲げるものを除く

11. 其他、道路の構造について必要な事項

12. 搬送その他の政令で定める主要な工作物について

13. 前項の規定による工作物の新設又

14. 第七條第六項の規定は、前項の

場合について准用する。この場合において第七條第六項中「建設大

臣は、運輸大臣とあらためて協議

するものとする。

3 第七條第六項の規定は、前項の

場合について准用する。この場合において第七條第六項中「建設大

臣」とあるのは「建設大臣及び鉄道業者」である。

4 道路の附屬物の構造について必

要な技術的基準は、政令で定める

ことができる。

5 前項に規定する工作物の新設又

は改定に當つては、必要な構造計

算又は試験によつてその構造が安

全であることを確めなければな

らない。

6 道路管理者は、道路台帳の開

示し、これを保管しなければなら

ない。

7 道路台帳の記載事項その他のそ

の規定による事項を記載する場合においては、こ

れを拒むことができない。

(道路台帳の原則)

第二節 道路の構造

1. 道路管理者は、道路台帳の開

示し、これを保管しなければなら

ない。

2. 前項の許可を受けた道路管

理者に命ぜられるとができる。

3. 許可を受けた道路管理者は、第

一項後段の規定による検査に合格

した後でなければ、当該橋又は渡

船施設の供用を開始してはなら

ない。

建設大臣は自らその新設又は改定のときは建設大臣が、その他のときは当該道路の道路管理者が、その施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議しなければならない。但し、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合は、立體交さとしなければならない。

又は当該鉄道の運転回数が少ない場合は、立體交さとしなければならない。

日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者と当該交さの方式は、立體交さとしなければならない。

道路管理者と日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者との協議が成立したものとみなす。

4 第二項の規定により建設大臣と運輸

大臣との協議が成立した場合にお

いては、第二項の規定の適用につ

いては、建設大臣又は当該道路の

運輸業者と日本国有鉄道又は当

該地方鉄道業者との協議が成立し

たものとみなす。

5 第二節 道路の占用

(道路の占用の許可)

第三十二條 道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

6 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

7 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

8 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

9 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

10 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

11 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

12 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

13 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

14 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

15 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

16 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

17 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

18 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

19 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

20 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

21 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

22 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

23 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

24 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

25 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

26 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

27 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

28 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

29 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

30 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

31 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

32 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

33 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

34 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

35 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

36 道路管理者は、道路等の各号の一に

掲げる工作物、物、施設を設

け、維持して道路の使用しようと

する場合においては、道路管理者

の許可を受けなければならない。

37 道路管理者は、道路等の各号の一に

した申請書を道路管理者に提出し
ます」と宣ふ。

一、道路の占用（道路上に開設各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、維持して道路を使用することをいふ。以下同じ。）

二 道路の占める期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物資又は施設の輸送

五
工事の時期

七 道路の復旧方法

第一項の規定による許可を受け
音楽、「直盛兩者一二、う。

た者〔以下「道跡占用者」といふ。〕は、前項各号に掲げる事項を変更

しょうとする場合においては、そ

の変更が道路の構造又は交通に著
しい支障十成の上、と認められ

所を既にすくいと歸れなかれ

ある場合を除く外、あらかじめ道

路管理者の許可を受けなければな

正論の占用の許可基準

第三十三條 道路管理者は、道路の

占用が前條第一項各号の一に該當

するものであつて道路の整理は余地がないためにやむを得ぬ

いものであり、且つ、同様第二種

第三号から第七号までに掲げる事
四二二二二五文令の題。ある點は二篇

項について取扱いを定める規則に付
合する場合に限り、同條第一項

は第三項の許可を與えることが

ある。

(工事の請負の方法の鉛筆)

二條第一項又は第三項の規定に

る許可を與えようとする場合に

一
道跡を不動院に持來

昭和二十七年五月八日 案卷全圖第三十九号 通號通卷外一

昭和二十七年五月八日 衆議院会議録第三十九号 道路法案外一件

- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

(道幅に附する禁止行為)

第四十三条 何人も道路に附し、左に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路に土石、竹木等の構造又は交通に支障を及ぼすものを作りたてし積し、その他道路の構造又は交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域と、範例で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一角について幅二十メートルをこえる區域を沿道区域として指定することはできない。

二 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理官者は、測量などその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木等は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に被害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす恐があると認められる場合は、その損害又は危険を止めるための施設を設け、その外必要な措置を講じなければならぬ。

- 4 道路管理者、前項に規定する
損害又は危険を防止するため特に
必要があると認める場合において
は、当該土地、竹木又は工作物の
管理者に対して、前項に規定する
施設を設け、その他その損害又は
危険を防止するため必要な措置を
講ずべきことを命ずることができ
る。

(道路標識の設置)

第四十五條 道路管理者は、道路の
構造の保全又は交通の円滑を図る
ため、必要な場所に道路標識を設
けなければならぬ。

2 前項の道路標識の種類、様式及
び設置場所その他の道路標識に關
する必要な事項は、総理府令、建設省
令で定める。

(通行の禁止又は制限)

第四十六條 道路管理者は、左の各
号の一に掲げる場合には、
道路の構造を保全し、又は交通の
危険を防止するため、区間を定め
て、道路の通行を禁止し、又は制
限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事
由により交通が危険であると認
められる場合

二 道路に関する工事のためやむ
を得ないと認められる場合

3 道路管理者は、橋については、
構造計算又は試験によって安全で
あると認められる限度をこえる重
量の車両(無軌道車以外の軌道
車を除く。以下同じ)の通行を禁
止することができる。

(車両の通行に関する措置)

第四十七條 道路の構造を保全し、
又は交通の危険を防止するため、

2 道路管理者は、前條第一項の規
定による政令で定める基準を特に
明示する必要があると認められる
道路との關係において必要とされ
る車両についての制限に関する基
準は、政令で定める。

2 道路管理者は、道路上において前
項に規定する政令で定める基準を
これる車両を通行させている者に
対し、当該車両の通行の中止、總
重量の軽減、徐行その他通行の方
法について、道路の構造の保全文
は交通の危険防止のための必要な
措置をすることを命ずることがで
きる。

3 道路管理者は、路線を定めて道
路を自動車運送事業のために使用
しようとする者は反覆して同一
の道路上に車両を通行させようとす
る者に対して、当該車両が第一項
に規定する政令で定める基準に適
合しない場合においては、当該基
準に適合するように、道路に關し
て必要な措置を講すべきことを命
ずることを命ずることを認める。

(通行の禁止又は制限の場合にお
ける道路標識等)

第四十八條 道路管理者は、第四十
六條の規定により道路の通行を禁
止し、又は制限しようとする場合に
においては、禁止又は制限の対
象、区間、期間及び理由を附りよ
うに記載した道路標識を設けなけ
ればならない。この場合におい
て、道路管理者は、必要があると
認めるときは、適當なまわり道を附
り、道路標識をもつて明示し、一般の
交通に支障のないようにしなけれ
ばならない。

- 3 道路管理者は、第四十六條の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に禁止又は制限の対象区間・期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合は、あらかじめ警察署長に通報する。

4 第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第五十一条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公法上本施設災害復旧事業費国負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除く外、当該道路の道路管理者は道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県、その他の道路においては道路管理者である地方公共団体をいう。以下第五十七条、第六十條、第六十三條、第六十七條及び第六十九條を除き、本文中同じ。の負担とする。

(二級国道の管理に関する費用)

第五十二条 一級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行ふ場合においては当該三分の一を負担し、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県がそれぞれその三分の一を負担する。

(二級国道の管理に関する費用)

第五十三条 二級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行ふ場合においては当該三分の一を負担し、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県がそれぞれその三分の一を負担する。

4 前項の場合において、一級国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担させ、建設大臣は、関係都道府県の意見を聞きなければならぬ。

(二級国道の管理に関する費用)

第五十四条 二級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行ふ場合においては当該三分の一を負担し、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県がそれぞれその三分の一を負担する。

占用料並びに第五十九條から第六

規定期は適用しない。

ある地方公共団体の条例で定め

十二條まで及び第六十三條後段の

規定により負担金は、道路管理者

の収入とする。

る。

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合においては、同項の他の工

事に要する費用の全部又は一部

を、その必要を生じた限度におい

て、その原因となつた工事又は行

為につき費用を負担する者に負担

させることができ。」

(他の工作物の管理者の行う道路

に関する工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合について准用する。

、(特別負担金)

第六十二條 道路管理者は、一定の

路線を定めて車両を通行させ、又

は反対して同一の道路に車両を通

行させることによって特許當該道

路を利用する当該道路の維持又は

修繕をして車両を通行させる者

に對して、政令で定めるところに

より、その維持又は修繕に要する

費用の一部を負担させることがで

きる。

(前項の規定並びに地方自治法第

二百七條第三項及び第四項の規

定は、前項の規定により徴収する

負担金について準用する)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に関する工

事に要する費用は、第五十九條の規

定がある場合を除き、道

路の占用につき道路管理者の許可

を受けた者が負担しなければなら

ない。第三十八條第一項の規定に

より道路管理者が自ら道路の占用

に関する工事を行う場合も、同様

とする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第六十四條 前六條の規定による負

担金の額の通知及び納入手続その

他の定める。

(收入の船底)

第六十五條 第二十五条の規定に基

く料金、第三十九條の規定に基

くは、河川法第三十二条第一項の

規定は適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合においては、同項の他の工

事に要する費用の全部又は一部

を、その必要を生じた限度におい

て、その原因となつた工事又は行

為につき費用を負担する者に負担

させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路

に関する工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合について准用する。

、(特別負担金)

第六十二條 道路管理者は、一定の

路線を定めて車両を通行させ、又

は反対して同一の道路に車両を通

行させることによって特許當該道

路を利用する当該道路の維持又は

修繕をして車両を通行させる者

に對して、政令で定めるところに

より、その維持又は修繕に要する

費用の一部を負担させることがで

きる。

(前項の規定並びに地方自治法第

二百七條第三項及び第四項の規

定は、前項の規定により徴収する

負担金について準用する)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に関する工

事に要する費用は、第五十九條の規

定がある場合を除き、道

路の占用につき道路管理者の許可

を受けた者が負担しなければなら

ない。第三十八條第一項の規定に

より道路管理者が自ら道路の占用

に関する工事を行う場合も、同様

とする。

(負担金の通知及び納入手續等)

第六十四條 前六條の規定による負

担金の額の通知及び納入手續その

他の定める。

(收入の船底)

第六十五條 第二十五条の規定に基

く料金、第三十九條の規定に基

くは、河川法第三十二条第一項の

規定は適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合においては、同項の他の工

事に要する費用の全部又は一部

を、その必要を生じた限度におい

て、その原因となつた工事又は行

為につき費用を負担する者に負担

させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路

に関する工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合について准用する。

、(特別負担金)

第六十二條 道路管理者は、一定の

路線を定めて車両を通行させ、又

は反対して同一の道路に車両を通

行させることによって特許當該道

路を利用する当該道路の維持又は

修繕をして車両を通行させる者

に對して、政令で定めるところに

より、その維持又は修繕に要する

費用の一部を負担させることがで

きる。

(前項の規定並びに地方自治法第

二百七條第三項及び第四項の規

定は、前項の規定により徴収する

負担金について準用する)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に関する工

事に要する費用は、第五十九條の規

定がある場合を除き、道

路の占用につき道路管理者の許可

を受けた者が負担しなければなら

ない。第三十八條第一項の規定に

より道路管理者が自ら道路の占用

に関する工事を行う場合も、同様

とする。

(負担金の通知及び納入手續等)

第六十四條 前六條の規定による負

担金の額の通知及び納入手續その

他の定める。

(收入の船底)

第六十五條 第二十五条の規定に基

く料金、第三十九條の規定に基

くは、河川法第三十二条第一項の

規定は適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合においては、同項の他の工

事に要する費用の全部又は一部

を、その必要を生じた限度におい

て、その原因となつた工事又は行

為につき費用を負担する者に負担

させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路

に関する工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合について准用する。

、(特別負担金)

第六十二條 道路管理者は、一定の

路線を定めて車両を通行させ、又

は反対して同一の道路に車両を通

行させることによって特許當該道

路を利用する当該道路の維持又は

修繕をして車両を通行させる者

に對して、政令で定めるところに

より、その維持又は修繕に要する

費用の一部を負担させることがで

きる。

(前項の規定並びに地方自治法第

二百七條第三項及び第四項の規

定は、前項の規定により徴収する

負担金について準用する)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に関する工

事に要する費用は、第五十九條の規

定がある場合を除き、道

路の占用につき道路管理者の許可

を受けた者が負担しなければなら

ない。第三十八條第一項の規定に

より道路管理者が自ら道路の占用

に関する工事を行う場合も、同様

とする。

(負担金の通知及び納入手續等)

第六十四條 前六條の規定による負

担金の額の通知及び納入手續その

他の定める。

(收入の船底)

第六十五條 第二十五条の規定に基

く料金、第三十九條の規定に基

くは、河川法第三十二条第一項の

規定は適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合においては、同項の他の工

事に要する費用の全部又は一部

を、その必要を生じた限度におい

て、その原因となつた工事又は行

為につき費用を負担する者に負担

させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路

に関する工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合について准用する。

、(特別負担金)

第六十二條 道路管理者は、一定の

路線を定めて車両を通行させ、又

は反対して同一の道路に車両を通

行させることによって特許當該道

路を利用する当該道路の維持又は

修繕をして車両を通行させる者

に對して、政令で定めるところに

より、その維持又は修繕に要する

費用の一部を負担させることがで

きる。

(前項の規定並びに地方自治法第

二百七條第三項及び第四項の規

定は、前項の規定により徴収する

負担金について準用する)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に関する工

事に要する費用は、第五十九條の規

定がある場合を除き、道

路の占用につき道路管理者の許可

を受けた者が負担しなければなら

ない。第三十八條第一項の規定に

より道路管理者が自ら道路の占用

に関する工事を行う場合も、同様

とする。

(負担金の通知及び納入手續等)

第六十四條 前六條の規定による負

担金の額の通知及び納入手續その

他の定める。

(收入の船底)

第六十五條 第二十五条の規定に基

く料金、第三十九條の規定に基

くは、河川法第三十二条第一項の

規定は適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合においては、同項の他の工

事に要する費用の全部又は一部

を、その必要を生じた限度におい

て、その原因となつた工事又は行

為につき費用を負担する者に負担

させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路

に関する工事に要する費用)

3 道路管理者は、第一項の道路に

ある場合について准用する。

、(特別負担金)

第六十二條 道路管理者は、一定の

路線を定めて車両を通行させ、又

は反対して同一の道路に車両を通

行させることによって特許當該道

路を利用する当該道路の維持又は

修繕をして車両を通行させる者

に對して、政令で定めるところに

より、その維持又は修繕に要する

費用の一部を負担させることがで

きる。

(前項の規定並びに地方自治法第

二百七條第三項及び第四項の規

定は、前項の規定により徴収する

負担金について準用する)

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十三條 道路の占用に関する工

事に要する費用は、第五十九條の規

定がある場合を除き、道

路の占用につき道路管理者の許可

を受けた者が負担しなければなら

ない。第三十八條第一項の規定に

より道路管理者が自ら道路の占用

に関する工事を行う場合も、同様

とする。

(負担金の通知及び納入手續等)

第一項各号に掲げる基準によらなければ、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。この場合においては、第七十五條の規定による建設大臣の認可を受けることを要しない。

2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならぬ。

(道路の敷地等の帰属)

第九十一条 一級国道又は二級国道の新設又は改築のために取得した後、道路を構成する敷地又は支障その他物件（以下これを「敷地等」とい）は、國に、都道府県道又は市町村に帰属する。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供され、改築又は改築をした都道府県又は市町村に帰属する。

3 第一項の規定による制限に囚まつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第七十條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について適用する。

(不用物件の管理又は交換)

第五十九條 道路の供用の廃止又は撤回の場合は、當該不適用物件の管理者に申し出たときは、當該不適用物件の管理者はこれを當該道路管理の区域に引き渡さなければならぬ。

(道路予定地)

第六十条 第十八條第一項の規定により道路の区域が決定された後は、何人も、道路管理者（建設大臣が自ら道路の新設又は改築を行ふ場合における建設大臣を含む。以

けることを要しない。

2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止

することを要しない。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、道路管理者が當該区域内にある土地について権原を取得した後に、おいては、該土地又は當該土地設置された道路の附屬物となるべきもの（以下「道路予定地」とい）。

4 第一項の不用物件とならないものとは、不動産とならないものとみなす。

5 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

(不用物件の使用)

第六十一条 不用物件は他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、該不用物件が當該道路の区域内に於ける場合において、當該道路の道路管理者がその旨を前條第一項の期間内に當該不適用物件の管理者に申し出たときは、當該不適用物件の管理者はこれを當該道路管理の区域に引き渡さなければならぬ。

6 第二項の規定により、譲與を受けることができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲與の割合を決定するものとする。

7 第二項の場合において、土地収用法第一百六條又は民法第五百七十九條の規定による買受又は買戻の相手方とする。

8 第二項の規定による承認を與えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に付する処分をしないこと。

9 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

下本條中同じ)が當該区域内にある土地について権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、當該土地の形質を変更し、土作物を新設し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は作物を附加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間に、ても、道路管理者が當該区域内にある土地について権原を取得した後に、おいては、該土地又は當該土地設置された道路の附屬物となるべきもの（以下「道路予定地」とい）。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

(不用物件の使用)

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えないこと

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

2 第三條の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えすこと

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

2 前項の場合において、當該不用物件が國有財産であるときは、建設大臣は、當該國有財産の管理者である主務大臣と協議の上、國有財産として存置する必要があるもの

を除き、國有財産法第二十八條の規定にかかるらず、當該不用物件の費用を負担した地方公共団体にこれを譲り受けた。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えること

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

2 前項の場合において、當該不用物件の管理の收入とする。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えること

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

2 前項の場合において、當該不用物件が國有財産であるときは、建設大臣は、當該國有財産の管理者である主務大臣と協議の上、國有財産として存置する必要があるもの

を除き、國有財産法第二十八條の規定にかかるらず、當該不用物件の費用を負担した地方公共団体にこれを譲り受けた。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えること

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

2 前項の場合において、當該不用物件の管理の收入とする。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えること

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

2 前項の場合において、當該不用物件の管理の收入とする。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第一百六條の規定の適用についても、不動産とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これららの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件を交換することができる。

5 第一項の場合において、不用物件の管理者が譲り受けなくて該不用物件の所有者を確知することができないときは、當該不用物件を供託することができる。

6 第二十一條第一項又は第二十

二條第一項の規定による道路管理者の命令

7 第二十二條第一項又は第二十

八條第一項（第九十二條第二項

八十二条の規定は、前項の規定による供託について準用する。

8 第二項の規定により、譲り受けたことができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲り受けた割合を決定するものとする。

9 第二項の規定による承認を與えること

10 第二項において準用する場合を除くは、同條第四項の規定による不用物件の交換又は前條の規定による不用物件の返還に要する費用は不

條又は第八條の規定により路線を認定された都道府県道又は市町村道とみなす。この場合において、都の特別区の存する区域内に存する市道は、新法第九十條第一項の規定による都道の路線の認定を受けたものとみなす。

第四條 新法施行日の属する会計年度において施行する道路の新設、改築又は修繕に要する費用に関する國及び地方公共團体の負担又は國の補助については、新法第五十條、第五十一條及び第五十六條の規定にかかわらず、旧法第三十三条及び第三十五條の規定並びに道路の整備に関する法律第一條及び第二條第三項の規定の例による。

第五條 新法施行の際、現に旧法の規定による府道、市道又は町村道の用に供されている国有に属する土地で、新法の規定により都道府県道又は市町村道の第三十條の規定により路線を認定されたものとみなされるものを含むの用に供されるものは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条の規定にかかわらず、新法施行の際、当該都道府県道又は市町村道の存する都道府県(新法第七條第三項に規定する指定市の区域内の都道府県道について、市町村の管理者である市町村)にそれぞれ無償で貸し付けられたものとみなす。

第六條 新法施行の際、現に旧法第一六條第一項の規定により管理者の許可又は承認を得ている者は、新法施行後もその許可又は承認により認められた期間内は、なお従前の例により橋代又は渡戸料を徵収することができる。この場合においては、同條第二項の規定は、新法施行後も、なお効力を有する。

第七條 新法施行の際、現に存する旧法第六十二條第一項に規定する道路及びその附屬物を當てた道路及びその附屬物を當てた道路を除くものに、規制するための標識機械等の管理及び処分について第一項の許可をしようとする場合においては、同條第三項の次に次の三

(自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事業計画の変更に限る)の規定による認可を受けて車両を通行させようとする場合を除き、新法第四十七条の規定は、適用しない。

第八條 新法施行の際、現に旧法の規定による管理者の有する権利義務は、前四條に規定する場合を除く外、それぞれ新法の規定による當該道路の管理者に移転する。

第九條 前七條に規定する場合は、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合にのみなす。但し、旧法の規定によ

2

・前項の場合において、國有財産の貸付を受けるべき地方公共團体が二以上あるときは、そのいずれ

がが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が貸付を受けるべき地方公共團体を定めるものとする。

第六條 新法施行の際、現に旧法第一六條第一項の規定により管理者の許可又は承認を得ている者は、新法施行後もその許可又は承認により認められた期間内は、なお従前の例により橋代又は渡戸料を徵収することができる。この場合においては、同條第二項の規定は、新法施行後も、なお効力を有する。

第七條 新法施行の際、現に存する旧法第六十二條第一項に規定する道路及びその附屬物を當てた道路を除くものに、規制するための標識機械等の管理及び処分について第一項の許可をしようとする場合においては、同條第三項の次に次の三

(自動車の大きさ又は重量の増加を伴う事業計画の変更に限る)の規定による認可を受けて車両を通行させようとする場合を除き、新法第四十七条の規定は、適用しない。

第八條 新法施行の際、現に旧法の規定による管理者の有する権利義務は、前四條に規定する場合を除く外、それぞれ新法の規定による當該道路の管理者に移転する。

第九條 前七條に規定する場合は、新法施行前に旧法又は旧法に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合にのみなす。但し、旧法の規定によ

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

第二には、國と地方公共團體の責任を明らかにするために、現行法の基礎をなしてい道路は國の營造物といふ観念を改め、一級国道及び二級国道は國の營造物、その他の道路は地方公共團體の營造物という觀念に改めたこと。

第三には、前述の考え方に基き、現行法において各地方公共團體の長を道路管理者としているのを改め、一級国道及び二級国道については都道府県知事を管理者とし、都道府県道は都道府県、市町村道については市町村を管理者としたこと。

第四には、近代交通の要請に応じ、道路の機能を十二分に発揮させるため、道路を占用しようとする者または道路上に車両を運行させる者に対する規定を整備いたしまして、道路とこれらの者との利益の調整についての現行法の不備を改正したこと等であります。

第五には、現行法に道路の新設または改築に関する損失補償の制度がない、一般民衆はもとより、管理養護における不都合を生じて来たたおきまして、不都合を生じて来たたために、新たに建設大臣の諮問機関として道路審議会を設けたこと。またが、道路法案を施行するための経

過橋権並びに關係法令の一部改正を道

路法施行法案として規定いたしたわけ

であります。

兩法案は、四月十四日、本委員会に付託せられ、運輸委員会との連合審査

一回を含め、前後五回にわたり慎重に審査いたしたのであります。その詳細は記録に譲ることといたします。

次いで、自由党淺利三朗君より修正意見が提出されました。すなわち、第一に、道路法第六十二條における特別負担金の規定は、現段階においては時頃尚早であり、受益者負担金の制度

同時に考慮すべき性質のものであるから、第六十一條（終結に関する工事を除く）を削り、あわせて第六十

二條を削除すること、第二に、道路法第八十九條における道の特例に関する規定は、北海道の道路に関する特例が資源の開発等のために認められる以上、それと同じ條件を有すると認めら

れられた内地の道路についても当然北海道と同様の特例を認めるべきであり、同

條第二項の後段として「地勢、気象等の自然的條件が極めて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域

に關する補助」としては、第五十六條に

内に道路で政令で指定するものについ

ます。しかししながら、その本質は、実

は建設省案なのであります。建設大臣

は、かつて、その車中議におきまし

て、議員立法を何らかの形において押

ります。

第六には、道路行政の完璧を期する

ために、新たに建設大臣の諮問機関と

して道路審議会を設けたこと。

以上が道路法案の改正の要点であり

ますが、道路法案を施行するための經

て、道路の修繕に関する法律を廃止し

いるが、わが國道路の現況にかんが

み、國道以外の道路の修繕に対しても、

当分の間國庫補助を継続せしめる

もの。こうい立法の方法を慣習とする

ことであります。これによりまして、實質的には議員

を官僚独裁の隠れみの道具にしよう

として、道路の修繕に関する法律の廃止

をやめること等の修正案であります。

次に、討論を省略し、ただちに修正案について採決の結果、多數をもつて可決され、原案を除く修正部分を除く原案に

して、本法案は修正議決すべきものと決

しました次第であります。以上、簡單に御

報告申し上げます。（拍手）

○池田繁雄君（登壇）

（池田繁雄君）私は、日本共産党代

表いたしましたして、道路法案に対し、簡

く、これを許します。池田繁雄君。

ます。これで、この法は、議員提出の議案であります。

○池田繁雄君（登壇）

（池田繁雄君）私は、日本共産党代

表いたしましたして、道路法案に対し、簡

く、それと同じ條件を有すると認めら

れれた内地の道路についても当然北海道

と同様の特例を認めるべきであり、同

條第二項の後段として「地勢、気象等

の自然的條件が極めて悪く、且つ、資

源の開発が充分に行われていない地域

が資源の開発等のために認められる以

上、それと同じ條件を有すると認めら

れれた内地の道路についても当然北海道

形式は議員立法、内容は官僚案、また

は議員立法に官僚のオリケーをとった

もの。こうい立法の方法を慣習する

ことであります。これによりまして、實質的には議員

を官僚独裁の隠れみの道具にしよう

として、道路の修繕に関する法律の廃止

をやめること等の修正案であります。

次に、討論を省略し、ただちに修正案について採決の結果、多數をもつて可決され、原案を除く修正部分を除く原案に

して、本法案は修正議決すべきものと決

しました次第であります。以上、簡単な御

報告申し上げます。（拍手）

○池田繁雄君（登壇）

（池田繁雄君）私は、日本共産党代

表いたしましたして、道路法案に対し、簡

く、これを許します。池田繁雄君。

ます。これで、この法は、議員提出の議案であります。

○池田繁雄君（登壇）

（池田繁雄君）私は、日本共産党代

表いたしましたして、道路法案に対し、簡

く、それと同じ條件を有すると認めら

れれた内地の道路についても当然北海道

と同様の特例を認めるべきであり、同

條第二項の後段として「地勢、気象等

の自然的條件が極めて悪く、且つ、資

源の開発が充分に行われていない地域

が資源の開発等のために認められる以

上、それと同じ條件を有すると認めら

れれた内地の道路についても当然北海道

と同様の特例を認めるべきであり、同

條第二項の後段として「地勢、気象等

行い、建設大臣が行うものについては

國が三分の一を負担し、その他につい

ては國が二分の一を負担するのであり

ます。

高度の技術、機械力を必要とする

ことが不適当なりとして建設大臣が

行わんとする道路とは、そもそもいか

なるものであります。政府は、

本年度予算中に、神戸・東京間のいわ

ゆる彈丸道路の調査費二千万円を計上

し、そのうち外国人技術者招聘旅費八

十六万四千円を計上しているのであり

ますが、これは明らかに、アメリカの技

術をもつて、アメリカ軍隊のための軍

事務送達路を日本人の税金でつくる計

画であることは、一矢疑う余地がない

のであります。高度の技術と機械力を必

要し、建設大臣がこれを施工し、重要な

事務送達路を結び、都道府県をして行

うのであります。この三分の一の事業費を負担せしめん

どする用意のものと、しからざるものとに

わけておるという点であります。アーヴィング

二級国道とも、その路線は建設大

臣がこれを指定するのであります。アーヴィ

ングの路線決定の一つの要件として、特

別重要港湾、重要な飛行場、國際観光

上重要な地点等があげられています。

そこには、この法がだれのために道

路をつくる法案を明瞭に物語つてい

るものであります。しかして、これら

業者に金も受けをやらせよう、というものが場合は國が三分の二を負担するが、しからざる場合は國が二分の一の負担しないと規定したことは、アメリカの飛行場基地がある都道府県の道路費負担と、基地のない県の道路費負担とに差別をつけて、都道府県をして争つて基地建設運動をやらせよう、基地反対の運動をあら点から強撃しようといふねらいを持つてゐるということを指摘しなければなりません。これは都道府県道あるいは市道中、資源の開発、産業の振興、観光その他の施設上特に道路整備する必要があると認められる場合に限つて、予算の範囲内において、その道路の新設、改築に際は二分の一の補助をすることができることになつております。

のであります。従つて、それ以外の道路の新設あるいは改良は事実上不可能になつて来るのであります。政府は、そうすることによつて、都道府県や市町をして軍用道路の建設に片株をつかせざる。これに傍力せざる府県や市の道路は、どんなに住民が不便を訴えようと、政府の関知せざることであります。道路をよくしてければ豊かな省道誘致運動をやれ、アメリカの基地建設に反対するは、こういうたぐみをもつて、アメリカの作戦計画に即応します。道路網をうづくり上げようとするのが、すなわち本法案のねらいなのであります。

○議長(林謹治君) これにて討論は終了いたしました。御案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。御案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林謹治君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

第四 国際連合への加盟について
承認を求めるの件

○議長(林謹治君) 日程第四、国際連合への加盟について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長仲内憲吉君。

国際連合への加盟について承認を求めるの件

〔国際連合への加盟について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。〕

〔国際連合憲章及び国際司法裁判所規程は最終号の附録に掲載〕

国際連合への加盟について承認を求めるの件に附する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

(仲内憲吉君登壇)

における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

本件は、三月二十九日、内閣から東洋事務院に提出され、本委員会に付託されましたので、四月二日から五月七日に至る間、七回にお亘り委員会を開き、慎重に審議いたしました。

政府当局の説明によりますれば、国際連合は、第二次世界戦争中、昭和二十年六月二十六日、桑港会議においてして結成された国際連合憲章により立ちされた一般的の安全保障機構であります。一般的の安全保障機構としては、第一次世界戦争を終結した和平條約によって設立された国際連盟が最初のものとなりました。国際連盟は戦争を防止するが要望され、その実現を見たのが国際連合であります。国際連合は、米英仏ソ、中國の五國を中心とする一層強力な国際安全保障機構の設立が要望され、その実現を見たのが国際連合であります。現在までに加盟をした諸国の中で、連合国の旧敵国でありイタリア、オーストリア、フィンランド、ブルガリア、ハンガリ及びルーマニアの加盟が実現しておらないばかりでなく、アイルランド、ボルトイ、外洋古、セイロン、ネバール及びリビアのようないくつかの加盟も実現しておりません。

せん。さりながら、加盟申請の加盟問題を解決するためには、国際連合では從来種々努力が行われております。それが因は、平和條約の演文で国際連合への加盟を申請する意思を宣言し、連合に所存であるので、加盟申請意願及び憲章と不可分の二点をなす国際司法裁判所規程について承認を期されたいといふのであります。

既して、委員会と政府当局との間に活発な質疑応答が行はれましたが、その詳細は委員会議事録に譲ることとしたとして、ここには政府当局の答弁の如き、うち注目すべき一二三の点を摘出したいと存じます。

一、国際連合憲章第四條は、国際連合へ加盟する條件の一つとして憲章に掲げる義務を履行する能力があることを要するとしておるが、一国が軍備を有することは加盟の條件ではない。憲章に掲げる義務のうち問題となるのは、第二節五の加盟国は国際連合が設立する場合には、実力による援助を乞うることもあらんであります。この規定は、永世中立國の地位とは同立しないものと公式に認められてあります。永世中立國は、国際連合憲章の期待して

仲內憲府君集

〔国際連合憲章及び国際司法裁判所規程は最終号の附録に掲載〕

卷之三

国際連合への加盟について、日本

卷之三

卷之三

委員会といひました。委員長の報告を

卷之三

承認を求めるの件

卷之三

卷之三

卷之二

贊成者起立

の著書の通り沙子云は豊城の謀叛の起

すれも終止であり難い。調査文書類

局いたしました。備案を一括して御決

增補(林澤和輯)

申し上げます。本件は、院に提出したのである間、七年間連合は、政府當局として終結して成立された。第一次世界大戦の際に設立されましたが、一一般の連合であるが、連合は、英、仏、イタリの加盟をされておるイタリ、マニアのどりでなく、外國古、アのよう

ながら、加盟申請国の加盟するため、国際連合には力が行われております。わ和條約の前文で国際連合へ請する意思を宣言し、連合が國の意思を歓迎いたして政府としては、なるべくす申請者の手腕をいたしたいので、国際連合憲章及び同分の一項など国際司法裁判所に承認を與えられたいあります。

昭和二十七年五月八日 東遊院公藏第三十九

國際連合への加盟について承認を求める件

ある義務に応じ得ない性格の国をさへするとしております。しかし、その場合は、軍備を有していない場合と可能ならゆる援助、たゞそれは、提供または物資の調達の援助を

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林譲治君) 設論の通告があ
ます。順次これを許します。林百
君。

私は日本の国会の記録に、この二
とを明づかにしておくのみであります。
拍手このことが田畠的分明なかに云
ふるなり。いかに自由党が死をひき
か、またいかに自由党が田畠的に貴君

加盟国相互の間には専制統治制度は禁用がないとしていることが、はじきらかるのであるのであります。従つてアーヴィングが終に日本の國連加盟を支持するなどといふ、専制統治を支持するものなどと、専制統治を支持するものなどといふことは、

日米安全保謲條約、行政協定による軍事協調をもとめ、始めるのであります。それのみでなくして、日台協約……（中々條約はどうだ）と呼ぶ者もいるが、當時の日本政府は、この二つの条約を並んで用いていたのである。

ことにより審議の義務を履行することができる。現に、軍備なきアイスランド、パナマ、コスタリカのことなどひとしく加盟国となつてゐる。

○林百蔵著 私がただいま議論についている国連加盟について承認を求める件について、日本共産党を代表して反対するものであります。

を抱き込まれることなく、あがむことなく私は覺えておるのであります。相手
ここで、まず第一問題になります。

信託統治制度は、ナミヤ島のこれは以前は止すべきであつて、すなはち、沖縄、奄美大島、小笠原諸島に対する信託統治の要求は、たゞちにこれを撤回し、その主張を放棄する。

が、これは既述の如く、田代御に對しては連絡加賀藩がいわゆる指揮をとつてあたはれるといふことは、あなた自身、御通報役で明らかに知つてお

からば、この障害は絶対的であり、
の場合もその危険がある。しかし、
際連合に加盟が認められる前でも、
ザードアーナ派遣のできるよう、
連合軍事総長との話し合いを本件

は、きょうの出席議員を見ましても、衆議院の全議員は四百六十六名であるが、このうち出席している議員は、先刻はわずか七、八十名であります。

しかるに、日本の場合を考えてみますと、占領軍が駐留軍と名を変えただけであつて、依然として日本を占領していることは、これは否定できないのであります。そして、事實上完全に外國化

實際は、占領を繼續することを合法化するための、あらかじめ日本が独立して、よほな幻想を育てる假想手段にすぎないのです。

近は日台衝突を確結し、中華人民共和国に公然と搔乱をして、ソノ間違ひを引渡しを要求されておる細菌の戰犯石井元中将のこときを保護して、細菌戦隊における細菌戦に軍事上協力しておる

三、国際連合の経費は、総会にて割当てられるところに従つて負担が負担する。各加盟國に対する経費の基準は各加盟國の国民所得であるとえども米國は三六・九、英國二

あり)」のことば、明らかに三分の一の定足数を欠くのでありますて、いに賛成の諸君が、賛成と口先だけですつても、本日のこの議決は無効であることを、あらかじめ私は宣言してお

等の原則に基盤を置く関連に加盟する
ことができるござりまする。もし
アメリカが實に日本との國連の加盟を支
持しませば吉田内閣自体がそれを實に
實現したいとこらうなれば、まず諸君

の原則を守られなければならない事は、田中一派の主張であります。但し、まだ少なく、國連を其精神は、第二次世界戦争における田中義一であるところの日独伊などゝ軍事主義の侵略政策の実現を完全に阻止する

二のところへ、明らかに五大国民党の原則に貫かれておる急速の機構をまつたく破壊するようなどりきみと、一方でしておきながから、どうしてこの二のうちな國の内閣加賀院が、ソ同謀を含めての常

おが國が加算する場合には一・二
し一・七六ので、本年度の年額と
は七十六万ドルないし八十四万ド
ル推定されることとなるとの趣旨の
がありました。

先ほど、大体人数を調査しましたが、自由党の諸君は、三百六十七名大体五十名、それから改進党は、六名のうち大体四名程度、それから右社会党は、三十三、四名のうち、わ

リカの実質的な古領軍を創設させること、そして日本の主權を完全にアーリーの手から日本へとりもどして、名義ともに独立国家にすることなくし、

に、世界の平和について、責任を持つべき國である五大國が互いに協力をすることであり、このために五大國に損害があることを認めておるのであります。要するに

として活動に入り、自由党佐々木委員、改進党大木委員、第二十三課室田委員、会党武藏委員、労働者農民党黒田委員からそれん、該成の意見が述べられ、討論終結の後採決に入り、本件は賛成者多数をもつてこれを承認すべきものと議決した次第であります。

（笑）二十三名中十二名であります。この事実を見ましても、賛成の諸君が、実際自信がないのか、あるいはつたゞ口先だけだということは明らかであり、この決定はまったく無効でありますことを国際的に明らかにするた

で、国連加盟の提案のときは笑止千萬なのであります。(拍手)

さらば、アメリカがほんとうに日本の国連加盟を支持するといふならば、國際連合加盟の間には、國連憲章に従つて主権平等の原則が尊重されることになつておるのであります。そして、國連憲章に明らかなように、国連

に、國連は實に根本的な精神は、大國連の精神であります。したるに、日米兩國は、日本では國連加盟を許さないが故に、支那は日本への反動勢力は、この國連の精神であるところ、協調二段式の常任理事會であるソ聯體及び當然の常任理事會でなければならぬ中華人民共和国として、

いのであります。このことは明かがります。
そこで、アメリカ艦隊は吉田政府が
實に日本を開港に加担させることを望
むならば、才子だ手できことは、日本
とアメリカとの間の軍事協約はこれを
廢棄する。さもなくアーティルのための
安全保険條約を政策を公表して、中

田、ソ同盟をも含めて全面講和を締結すべきでもあります。このようなことをすることなく、これを完全に無視していながら、国連に加盟するというようなことは不可能なのであります。このように、吉田政府がアメリカ方面主導者とともに国連憲章を無視し、国連の機構を完全に破壊するよきな犯罪と犯罪しているのが見え、常任理事會の一員であるソ同盟としては、日本の国連加盟について拒否権を行使せざるを得ないことは、想像にかたくないものであります。このことは、すでに吉田政府並びにアメリカ自身もよく知り抜いてゐる。委員会における政府の答弁によつても、ソ同盟の拒否権ということについては、当然これを予想してゐる所であります。それにもかからず、このような国連加盟の提案をする眞意は、一体どこにあるのであるか。

まず、そのねらいの第一は、かりにソ同盟が拒否権を行使した場合に、ただちにこれを反対、反対の立場の口実として、日本国民を反ソ戦に参入出すための道具に用ひようとしてゐるのであります。そのことは、委員会における自由党の諸君の討論を開きまして、あるいは政府の答弁を聞きまして、口を開けばイタリアの例を出すのであります。イタリアの国連加盟についてソビエトが拒否権を使用しておなことを嘗つておるのであります。ところが、東条はどうであつたか。イタリアの国連加盟についてでは、ソ同盟から人民主主義團との一括国連加盟を獲得成多數を得たのであります。と

の、結果連敗を重ねた。日本は、このために、諸君が御存じのように、国連を攻撃する手段で、自分たちの勝利を確実に手にするためには、必ずしも東に国連を攻撃するよりも、西へアメリカを攻撃する方が、より確実である。アメリカは、日本が、西へ進むことを止めようとしているのである。そこで、日本の軍事政策は、常に、西へ進むことを止めようとするものである。これが、日本の軍事政策の本質である。

には、自分の次の資源をもつて、國連の危機に對するための備えをするために、何よりも早く、國連の危機を打撃するための行動をとらなければなりません。(拍手)

時間がなります。そこで、日本政府の林業政策は、まずして、国際人権宣言の基本的人権を尊重することに努めます。また、その他の問題についても、原則として、尊重するものであります。

に民族独立の権利として認められることを、このことである。ジア、アラブ、アフリカ、イギリス、オランダ等の民族は、その民族的自決権として認められるべきである。林君、釣東の如きが、このことを主張するのである。

、決
和の敗
第二次大
浴びた
にこむ
ス、九
國鐵連
明にせ
界の平
とした
じ理想
本、ホ
アメリ
イタリ
珍名を
なる個
砂上の
あります
と設け
開闢した
日の軍事
としての現
もつてお
も現想す
せん。日
最も有り
であると
ます。日本
フラン
保種使
加盟を
際連合
いたし
て、大
シスコ

人類が創造して、和と安全を確立する爲めに、軍事的侵襲の危険を避ける爲めに、世界の平和と人間の幸福を保つ爲めに、このことは決して間違ひはない。しかし、その爲めに、世界の平和と人間の幸福を保つ爲めに、このことは決して間違ひはない。しかし、その爲めに、世界の平和と人間の幸福を保つ爲めに、このことは決して間違ひはない。

たしました。それと、日本車の運転者に対する安全運転に対する意識も、かなり高まっていると感じます。しかし、一方で、日本車の運転者に対する安全運転に対する意識はまだ低いと感じます。これは、日本車の運転者に対する安全運転に対する意識がまだ低いからです。

して害を
のは
速運
目的
は同
ます
は、
タ、
はた
は効
國は
てあ
、今
が加
す、
規定
情勢
結合
する様
なりす
する事
ありす
る。シ
スラン
本安全
官に國
資財
つて、
日あら
なくし
日本安

昭和二十七年五月八日　衆議院公職選第三十九号　国際連合への加盟について承認を求めるの件

全保障條約調印の日に確定いたしておるところでありますから、兩條約を正確に倒的多数をもつて承認いたしましたが、これが国会としたしましては、國際連合への参加にまつた圧倒的多数をもつて承認を與へべきことは論をまたないのであります。(拍手)ただ私は、この機会に、國際連合への加盟に関連する二、三の点について、一部国民の間に存在する誤解を解消するとともに、政府に対する希望を申し上げておきたいと思うのであります。

まず第一には、國際連合への加盟と日本との問題でござります。今日、一部国民並びに政党の間には、国際連合への加盟条件として、日本の再軍備を強調する向きがあります。再軍備を強調する向きは、たゞより、國際連合憲章は、加盟国は、本邦に対し共同の軍事的協力を行うべきことを規定いたしておられます。しかしながら、近代戦争の性格は、必ずしもいわゆる旧観念に基くものではありません。この軍事的協力こそが集団安全保障の立場上はしないのであります。軍備競争は、個別の特質であるとも言ひ得るわけでもあります。しかしながら、近代理争の性質は、あるいは港湾や基地その他施設の提供や、必要な軍事的供給、あるいは経済制裁への参加等をもつて、加盟国としての国際連合憲章の義務をもつて遂行して得るのをもします。

自國を自國の手で防衛し得るに足る軍備を持つにあらずれば國際連合加盟条件なりと主張する向きもあります。しかし、近代戦争の性格は、同時に世界規模のいすれの一因たりとも、自己の軍備

のみによつて
いところに
ゆえにこそ
の国際連合
かりに、國
みず、一部
師団の軍隊
しても、そ
衛し得ない
勢によつて
す。しかり
段階におき
なる再軍備
も、いかや
つて個別的
ことがあります。
次には、
立との間閣
国民並びに
連合への加
すが、これ
いものはな
ンブルグと
て、兵力削
おつたので
ルクセンブル
いて連合国
今日では永
その結果
となつたの
四年四月、
國連憲章
永世中立の
がとる軍
いがら、い
地位を採用

は不可能に近づく。したがつて、なればならない。たといひソ連の軍事力が、日本もいままでいのであります。現にオタリア本部に連絡する。世界保健機関である食糧問題で、国際電気通連合が、国際電気連合が、オサザーヴニアが、現れし、国際化した活動に協力して、平和と安全のため、が強調され、その一日もまた、つてやまない。ながら、現地で、成功を終る。連絡が促進された。決いた。まことに、その後の政府は、多大の疑惑を抱いて、要望を付して

いほどの困難な問題を抱いておられるので、お詫びいたします。この問題は、たゞ一端の問題であります。たゞ一端の問題であります。たゞ一端の問題であります。

元来、開
書が極めて
その一つと
ために、自
らができ
る所としま
あります。そ
うしたた
く乗じた日本
められたは
あります。
かつたので
案審議にお
とは條件で
したのでま
を持つても
しなければ
を貢うもの
のであります
そこで、
ばならない
これをよい
自分で守る
て、自衛
あつては内政
ます。現地に
まいな警戒
とするが、
を減殺する
であります
海外に出た
をしないの
は誤りであ
くてはなり
軍隊である
の決意さ
も済むので
に押しつけ
ます。従つ

この点だけは、二、三の問題が残る。第一は、憲法には「國防のための軍隊を設置する」規定がある。これが、憲法違反であるか否かの問題である。第二は、憲法第9条の「國防のための軍隊を設置する」規定が、國防のための軍隊を設置するに反するものであるか否かの問題である。第三は、憲法第9条の「國防のための軍隊を設置する」規定が、國防のための軍隊を設置するに反するものであるか否かの問題である。

と責任を果す
であります。
だければよ
かということ
れが事件であ
して軍備を放
つかの特例が認
きないわけだ
は明確ではな
このたびの本
に従つて出動
強制的義務
はつきりしま
ておかなければ
としつて、
自分の國を守
精神を忘却せ
よくなことが
ことであり
、性格のあい
つて事足りる
の独立精神
の独立精神
のでもないの
子彈撃滅なら
軍隊にすれば
川勤させねと
に由さなくて
連から強制的
ないのであり
を持つべきか
あります。

昭和二十七年五月八日、衆議院会議録第三十九号 議長の報告

七三一

一、昨七月當任委員長から次の公聽会を開会報告書を提出した。

公聽会開会報告書

一、公聽会を開く議案

地方自治法の一部を改正する法律

法律案内閣提出第一七五号

意見を聞く問題

地方自治法の一部を改正する法律

法律案について

一、公聽会の日時

昭和二十七年五月十九日 午前

十時

昭和二十七年五月七日

右によつて公聽会を開くに決したか

ら衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十七年五月七日

農林委員長 松浦 東介

衆議院議長 林謹治殿

田五郎君外四名提出)

妻類の価格、米食率及び食管特別会計の不足金処理に関する決議案(松浦東介君外七十名提出)

去る六日内閣から提出した議案は

次の通りである。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

高金利等の取扱いに関する法律案

教育委員会の委員の選舉の期日等の臨時特例に関する法律案

送付された次の議案を受領した。

教育委員会法等の一部を改正する法律案

去る六日參議院が当付された内閣提出案は次の通りである。

教育委員会付託された議案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案内閣提出第一三七号)

農業災害補償法臨時特例法案

農業災害補償法の一部を改正する法律案内閣提出第一〇八号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五五号)

一、意見を聞く問題

農業災害補償法の一部を改正する法律案内閣提出第一三七号)

の要求書を受領した。
教育施設の復原、確保に関する決議
の締結について承認を求める件

一、井之口政雄君外二十二名

夫の通りである。井之口政雄君外二十二名

化に関する国際條約及び署名認定書の締結について承認を求める件(條約第七号)

千九百二十三年十一月三日にジユネークで署名された税關手続の簡易化に関する国際條約及び署名認定書の締結について承認を求める件(條約第八号)

以上二件、文部委員会付託

市内閣提出第一八五号提出)

河原伊三郎君外五名提出)

以上二件、文部省設置法の一部を改正する法律案

以上二件、文部委員会付託

法制局設置法案(内閣提出第一八九号)

以上二件、内閣委員会付託

市内閣提出第一八六号)

（河原伊三郎君外五名提出、死法第三号）

以上二件、地方行政委員会付託

信用金庫法施行法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外十二名提出、内閣提出第一八一号)(參議院送付)

消防組織法の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外十二名提出、内閣提出第一八二号)

（内閣提出第一八六号）

以上二件、文部省設置法の一部を改正する法律案(大藏委員会付託)

義務教育費田畠負担法(竹尾式君外十五名提出、衆法第四〇号)

教育委員会法等の一部を改正する法律案(佐藤重遠君外十二名提出、内閣提出第一八一号)(參議院送付)

（衆法第三七号）

以上二件、文部委員会付託

（内閣提出第一八五号）

教育委員会法等の一部を改正する法律案(大藏委員会付託)

（内閣提出第一八五号）

教育委員会法等の一部を改正する法律案(文部委員会付託)

（内閣提出第一八五号）